

運転適性相談窓口について

～ ご相談をお待ちしております。 ～

- 公安委員会では、運転適性相談窓口を開設し、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方及びご家族からの免許の取得や更新が可能かどうかについての相談を随時受け付けています。
- 免許を取得しようとお考えの方は、免許申請や自動車教習所への入所等を行う前に、ご相談ください。
- 下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、**症状等によっては、運転免許が取得できなかつたり、取り消されたりする場合があります。**

- ・統合失調症
- ・てんかん
- ・再発性の失神
- ・無自覚性の低血糖症
- ・認知症
- ・そううつ病
- ・重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- ・脳卒中（発作が再発するおそれのあるもの）
- ・アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・目が見えないこと等

- 運転適性相談に関するプライバシー保護には十分配慮いたします。

■ お問い合わせ先

○受付時間 8：30～17：15 月曜日～金曜日の平日
(土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日は除く。)

○受付場所

- ・山形県総合交通安全センター 運転適性相談窓口
(〒994-0068 天童市大字高揃1300 Tel (023) 655-2150)
- ・各警察署交通課窓口

一定の病気等にかかっている方へのお願い

※ 一定の病気等：認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、無自覚の低血糖症、睡眠障害、その他運転に支障があるもの

○ 申請書の「質問票」への正確な記載

運転免許の取得又は更新をするときは、ご自身の病状を正確に申告してください。



○ 受験前の運転適性相談

体調に応じて、運転免許の受験前にご相談してください

○ 体調不良時の運転

処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

○ 体調不良時等の相談

運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、ご相談してください。



運転適性相談窓口では、一定の病気等にかかっている方及びその御家族の皆さん等からの運転免許に関する相談を受け付けています。

○ 相談窓口

- ・山形県総合交通安全センター 023(655)2150
- ・各警察署交通課窓口